

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 X i 契 約</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 2 節 一般契 約</p> <p>第 7 条～第 15 条 (略)</p> <p>(当社が行う一般契 約の解除)</p> <p>第 16 条 当社は、第 41 条 (利用停止) 第 1 項の規定により X i の利用を停止された一般契 約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般契 約を解除することがあります。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、一般契 約者が携帯電話不正利用防止法の規定に違反したと当社が認めたときは、その一般契 約を解除するものとします。</p> <p>4～5 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 3 節 (略)</p> <p>第 4 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 受付終了プラン (基本使用料の料金種別又は通信料の区分のうち、既に選択している契 約者を除いて、新たに選択することのできないものをいいます。以下この項において同じとします。) に係る X i 契 約又は F O M A 契 約の解除と同時に新たに X i 契 約又は F O M A 契 約の締結を行った場合及び受付終了プランに係る基本使用料の料金種別から料金表に規定する基本使用料の料金種別へ変更を行った場合の料金の計算方法及び定期契 約に係る契 約期間の起算日の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。</p> <p>8～22 (略)</p> <p>(消費税相当額の加算)</p> <p>23 第 49 条 (基本使用料等の支払義務) から第 53 条 (工事費の支払義務) までの規定、第 54 条 (相互接続通信に係る料金の取扱い) の規定、第 74 条 (無線 I P アクセスサービスの利用等)、第 86 条 (情報提供サービス) 及び第 88 条 (番号案内料等の支払義務等) の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>ただし、税込額のみで定める場合の料金、第 1 表第 2 (付加機能使用料) に規定する国際追加番号機能に係る付加機能使用料、第 1 表第 3 (通信料) に規定する国際ショートメッセージ通信料又は第 3 表 (国際アウトローミング利用料) に規定する国際アウトローミング利用料については、この限りではありません。</p>	<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 X i 契 約</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 2 節 一般契 約</p> <p>第 7 条～第 15 条 (略)</p> <p>(当社が行う一般契 約の解除)</p> <p>第 16 条 当社は、第 41 条 (利用停止) 第 1 項の規定により X i の利用を停止された一般契 約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般契 約を解除することがあります。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、一般契 約者が携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたときは、その一般契 約を解除するものとします。</p> <p>4～5 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 3 節 (略)</p> <p>第 4 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 受付終了プラン (基本使用料の料金種別又は通信料の区分のうち、既に選択している契 約者を除いて、新たに選択することのできないものをいいます。以下この項において同じとします。) に係る X i 契 約又は F O M A 契 約の解除と同時に新たに X i 契 約又は F O M A 契 約の締結を行った場合及び受付終了プランに係る基本使用料の料金種別から料金表に規定する基本使用料の料金種別へ変更を行った場合の料金の計算方法については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>8～22 (略)</p> <p>(消費税相当額の加算)</p> <p>23 第 49 条 (基本使用料等の支払義務) から第 53 条 (工事費の支払義務) までの規定、第 54 条 (相互接続通信に係る料金の取扱い) の規定、第 74 条 (無線 I P アクセスサービスの利用等)、第 86 条 (情報提供サービス) 及び第 88 条 (番号案内料等の支払義務等) の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>ただし、税込額のみで定める場合の料金、第 1 表第 2 (付加機能使用料) に規定する国際追加番号機能に係る付加機能使用料、第 1 表第 3 (通信料) に規定する国際ショートメッセージ通信料又は第 3 表 (国際アウトローミング利用料) に規定する国際アウト</p>

24 (略)
(注) (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) X i の基本使用料の適用	ア～ソ (略) タ F O M Aに係る第1種契約 (総合利用プランに限ります。) 又は F O M Aに係る第2種契約 (限定利用プランに限ります。) の解除と同時に新たに X i 契約 (総合利用プランに限ります。) を締結 (その契約者との最初の締結であると当社が認める場合に限ります。) する場合は、その締結があった日を含む暦月について、F O M Aに係る第1種契約又は F O M Aに係る第2種契約の基本使用料の支払いを要しません。 チ (略)
(略)	(略)

2 料金額 (略)

第2～第7 (略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ローミング利用料については、この限りではありません。

24 (略)
(注) (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) X i の基本使用料の適用	ア～ソ (略) タ F O M Aに係る第1種契約 (総合利用プランに限ります。) の解除と同時に新たに X i 契約 (総合利用プランに限ります。) を締結 (その契約者との最初の締結であると当社が認める場合に限ります。) する場合は、その締結があった日を含む暦月について、F O M Aに係る第1種契約の基本使用料の支払いを要しません。 チ (略)
(略)	(略)

2 料金額 (略)

第2～第7 (略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スウェーデン王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Tele2 Sverige AB,	5 ただし、エストニア共和国／リトアニア共和国／カザフスタン共和国での利用は7、ラトビア共和国での利用は6	2	A ● III ただしカザフスタン共和国での利用はA	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スウェーデン王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Tele2 Sverige AB,	5 ただし、エストニア共和国／リトアニア共和国／△カザフスタン共和国での利用は7、ラトビア共和国での利用は6	2	A ● III ただしカザフスタン共和国での利用は△ A	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 12 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 11 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

2 (略)

別表 9 (略)

別表 9 (略)

附 則 (平成 28 年 10 月 28 日経企第 1093 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。
(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)

3 経企第 1507 号 (平成 27 年 12 月 10 日) の附則第 3 項を次のように改めます。

3 削除

4 経企第 677 号 (平成 28 年 8 月 3 日) の附則を次のように改めます。

(1) 附則第 3 項中、「平成 28 年 10 月 31 日までの間」を「平成 29 年 1 月 9 日までの間」に、「らくらくパック等 (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(8)の 2 に規定するらくらくパック、シングルパック又はファミリーシェアパックをいいます。以下この附則において同じとします。)」を「データ定額パック (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(8)の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)」に改めます。

(2) 附則第 4 項第 2 号、第 5 項第 2 号及び第 5 項第 3 号中、「らくらくパック等」を「データ定額パック」に改めます。

附 則 (平成 28 年 10 月 28 日経企第 1096 号)

この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">18 第 2 種契約</td> <td>F O M A 契約であって、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の (1)に規定する F O M A カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、F O M A カケホーダイプラン (ケータイ)、F O M A データプラン (スマホ/タブ)、F O M A データプラン (ルーター) <u>又は F O M A キッズケータイプラスを選択することができるもの</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	(略)	(略)	18 第 2 種契約	F O M A 契約であって、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の (1)に規定する F O M A カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、F O M A カケホーダイプラン (ケータイ)、F O M A データプラン (スマホ/タブ)、F O M A データプラン (ルーター) <u>又は F O M A キッズケータイプラスを選択することができるもの</u>	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">18 第 2 種契約</td> <td>F O M A 契約であって、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の (1)に規定する F O M A カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、F O M A カケホーダイプラン (ケータイ)、F O M A データプラン (スマホ/タブ) <u>又は F O M A データプラン (ルーター) を選択することができるもの</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	(略)	(略)	18 第 2 種契約	F O M A 契約であって、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の (1)に規定する F O M A カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、F O M A カケホーダイプラン (ケータイ)、F O M A データプラン (スマホ/タブ) <u>又は F O M A データプラン (ルーター) を選択することができるもの</u>	(略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
(略)	(略)																
18 第 2 種契約	F O M A 契約であって、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の (1)に規定する F O M A カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、F O M A カケホーダイプラン (ケータイ)、F O M A データプラン (スマホ/タブ)、F O M A データプラン (ルーター) <u>又は F O M A キッズケータイプラスを選択することができるもの</u>																
(略)	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
(略)	(略)																
18 第 2 種契約	F O M A 契約であって、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の (1)に規定する F O M A カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、F O M A カケホーダイプラン (ケータイ)、F O M A データプラン (スマホ/タブ) <u>又は F O M A データプラン (ルーター) を選択することができるもの</u>																
(略)	(略)																
<p>第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 F O M A 契約</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 第 1 種一般契約</p> <p>第 8 条～第 18 条 (略)</p> <p>(当社が行う第 1 種一般契約の解除)</p> <p>第 19 条 当社は、第 53 条 (利用停止) 第 1 項の規定により F O M A の利用を停止された第 1 種一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第 1 種一般契約を解除することがあります。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、第 1 種一般契約者が携帯電話不正利用防止法の規定に違反したと当社が認めたときは、その第 1 種一般契約を解除するものとします。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第 3 節 第 1 種定期契約</p> <p>第 20 条～第 21 条 (略)</p>	<p>第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 F O M A 契約</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 第 1 種一般契約</p> <p>第 8 条～第 18 条 (略)</p> <p>(当社が行う第 1 種一般契約の解除)</p> <p>第 19 条 当社は、第 53 条 (利用停止) 第 1 項の規定により F O M A の利用を停止された第 1 種一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第 1 種一般契約を解除することがあります。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、第 1 種一般契約者が携帯電話不正利用防止法 <u>第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたときは</u>、その第 1 種一般契約を解除するものとします。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第 3 節 第 1 種定期契約</p> <p>第 20 条～第 21 条 (略)</p>																

(第1種定期契約の満了)

第22条 第1種定期契約は、当社がその第1種定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して次表に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

表 (略)

2 第1項の規定にかかわらず、第2種定期契約(総合利用プラン又は限定利用プランに係るものに限り、又はX iに係る定期契約(X iサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものに限り、)の解除と同時に新たに締結したF O M Aに係る2年定期契約(総合利用プランに係るものに限り、)は、契約の解除があった定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

3~4 (略)

第23条~第23条の2 (略)

第4節 第2種一般契約

第23条の3~23条の6 (略)

(F O M Aの電話番号保管)

第23条の7 当社は、第2種一般契約者から請求があったときは、総合利用プラン又は限定利用プランに係るF O M Aの電話番号保管を行います。

ただし、当該第2種一般契約が第24条の16に規定する指定共有X i等であるときは、電話番号保管を請求することができません。

2~3 (略)

第23条の8~第23条の13 (略)

(第2種定期契約の満了)

第23条の14 第2種定期契約は、当社がその第2種定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

2 前項の規定にかかわらず、第2種定期契約の満了に係る適用については、次のとおりとします。

(1) 第1種定期契約の解除と同時に新たに締結したF O M Aに係る第2種定期契約(限定利用プランに係るものを除きます。)

は、契約の解除があったその第1種定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

(2) X iに係る定期契約(X iサービス契約約款に規定するものをいい、当社が別に定めるものに限り、以下、この項について同じとします。)の解除と同時に新たに締結したF O M Aに係る第2種定期契約(限定利用プランに係るものを除きます。)

は、契約の解除があったX iに係る定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

(3) F O M A契約及びX i契約に係る経過期間(料金表第1表第3(通信料)の1の(7)の5に定めるものをいいます。)

が2年を超えているF O M A契約者又はX i契約者がF O M A契約に係る第1種一般契約若しくは第2種一般契約又はX i契約に係る一般契約(X iサービス契約約款に規定するものをいいます。)

の解除と同時に新たに締結した第2種定期契約(限定利用プランに係るものを除きます。)

は、その契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

(第1種定期契約の満了)

第22条 第1種定期契約は、当社がその第1種定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して次表に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

表 (略)

2 第1項の規定にかかわらず、第2種定期契約(総合利用プランに係るものに限り、)又はX iに係る定期契約(X iサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものに限り、)の解除と同時に新たに締結したF O M Aに係る2年定期契約(総合利用プランに係るものに限り、)は、契約の解除があった定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

3~4 (略)

第23条~第23条の2 (略)

第4節 第2種一般契約

第23条の3~第23条の6 (略)

(F O M Aの電話番号保管)

第23条の7 当社は、第2種一般契約者から請求があったときは、総合利用プランに係るF O M Aの電話番号保管を行います。

ただし、当該第2種一般契約が第24条の16に規定する指定共有X i等であるときは、電話番号保管を請求することができません。

2~3 (略)

第23条の8~第23条の13 (略)

(第2種定期契約の満了)

第23条の14 第2種定期契約は、当社がその第2種定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

2 前項の規定にかかわらず、第1種定期契約(総合利用プランに係るものに限り、)の解除と同時に新たに締結したF O M Aに係る第2種定期契約は、契約の解除があったその第1種定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

3 第1項の規定にかかわらず、X iに係る定期契約(X iサービス契約約款に規定するものをいい、当社が別に定めるものに限り、)の解除と同時に新たに締結したF O M Aに係る第2種定期契約は、契約の解除があったX iに係る定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

4 第1項の規定にかかわらず、F O M A契約及びX i契約に係る経過期間(料金表第1表第3(通信料)の1の(7)の5に定めるものをいいます。)

が2年を超えているF O M A契約者又はX i契約者がF O M A契約に係る第1種一般契約若しくは第2種一般契約又はX i契約に係る一般契約(X iサービス契約約款に規定するものをいいます。)

の解除と同時に新たに締結した第2種定期契約は、その契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

(4) 第2種定期契約者が総合利用プラン又はデータ専用プランから限定利用プランへ料金種別変更を行ったときは、その限定利用プランに係る第2種定期契約は、限定利用プランの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（その限定利用に係る第2種定期契約の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

3 前2項の規定によるほか、その第2種定期契約が第23条の15（第2種定期契約の満了に伴う契約の更新等）の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第1項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

4 当社は、前3項に規定する第2種定期契約の満了について、当該第2種定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該第2種定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

第23条の15～第23の16（略）

第24条（略）

第4章～第12章（略）

第13章 雑則

第81条の2～第86条（略）

（当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等）

第87条 FOMA契約（FOMA位置情報契約、FOMAプリペイド契約者及びFOMA特定接続契約を除きます。以下この条において同じとします。）の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1)～(5)（略）

(6) 2年定期契約者が総合利用プラン若しくは限定利用プランからデータ専用プランへ料金種別変更を行った場合又はデータ専用プランから総合利用プラン若しくは限定利用プランへ料金種別変更を行った場合であって、当社が別に定めるとき。

2～3（略）

（注）（略）

第14章（略）

5 前4項の規定によるほか、その第2種定期契約が第23条の15（第2種定期契約の満了に伴う契約の更新等）の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第1項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

6 当社は、前5項に規定する第2種定期契約の満了について、当該第2種定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該第2種定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

第23条の15～第23の16（略）

第24条（略）

第4章～第12章（略）

第13章 雑則

第81条の2～第86条（略）

（当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等）

第87条 FOMA契約（FOMA位置情報契約、FOMAプリペイド契約者及びFOMA特定接続契約を除きます。以下この条において同じとします。）の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1)～(5)（略）

2～3（略）

（注）（略）

第14章（略）

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1～6 (略)

7 受付終了プラン（基本使用料の料金種別又は通信料の区分のうち、既に選択している契約者を除いて、新たに選択することのできないものをいいます。以下この項において同じとします。）に係るX i 契約又はF O M A 契約の解除と同時に新たにX i 契約又はF O M A 契約の締結を行った場合及び受付終了プランに係る基本使用料の料金種別から料金表に規定する基本使用料の料金種別へ変更を行った場合の料金の計算方法及び定期契約に係る契約期間の起算日の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

8～25 (略)

(消費税相当額の加算)

26 第 64 条（基本使用料等の支払義務）から第 69 条（工事費の支払義務）までの規定、第 70 条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定、第 88 条の 3（無線 I P アクセスサービスの利用等）の規定、第 95 条（番号案内料等の支払義務等）の規定及び第 97 条（情報提供サービス）の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金、第 1 表第 3（通信料）に規定する国際ショートメッセージ通信料又は第 4 表（国際アウトローミング利用料）に規定する国際アウトローミング利用料については、この限りではありません。

27 (略)

(注) (略)

第 1 表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第 1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) F O M A の基本使用料の適用

ア F O M A の基本使用料には、次の料金種別があります。

(ア) (略)

(イ) 第 2 種契約に係るもの

① 第 2 種一般契約に係るもの

区 分	基本使用料の料金種別	
F O M A	(略)	(略)
	限定利用プラン	F O M A キッズケータイプラス
	(略)	(略)

② 第 2 種定期契約に係るもの

区 分	基本使用料の料金種別	
F O M A	(略)	(略)

料金表

通則

1～6 (略)

7～24 (略)

(消費税相当額の加算)

25 第 64 条（基本使用料等の支払義務）から第 69 条（工事費の支払義務）までの規定、第 70 条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定、第 88 条の 3（無線 I P アクセスサービスの利用等）の規定、第 95 条（番号案内料等の支払義務等）の規定及び第 97 条（情報提供サービス）の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金、第 1 表第 2（付加機能使用料）に規定する国際追加番号機能に係る付加機能使用料、第 1 表第 3（通信料）に規定する国際ショートメッセージ通信料又は第 4 表（国際アウトローミング利用料）に規定する国際アウトローミング利用料については、この限りではありません。

26 (略)

(注) (略)

第 1 表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第 1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) F O M A の基本使用料の適用

ア F O M A の基本使用料には、次の料金種別があります。

(ア) (略)

(イ) 第 2 種契約に係るもの

① 第 2 種一般契約に係るもの

区 分	基本使用料の料金種別	
F O M A	(略)	(略)
	(略)	(略)

② 第 2 種定期契約に係るもの

区 分	基本使用料の料金種別	
F O M A	(略)	(略)

限定利用プラン	F O M Aキッズケータイプラス			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>イ～オ (略)</p> <p>カ ウからオの規定によるほか、基本使用料の料金種別の選択に関して次に該当するときは、その定めるところによります。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 別表2に規定する即時接続機能の提供を受けているときは、総合利用プラン又は限定利用プランを選択できません。</p> <p>(キ)～(サ) (略)</p> <p>キ～テ (略)</p> <p>ト 第2種契約者(限定利用プランに係る者を除きます。)が、同一暦月内において、料金種別を変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>ナ (略)</p> <p>ニ 同一暦月内において、第2種定期契約(限定利用プランに係るものを除きます。)の解除と同時に新たに第2種一般契約(限定利用プランに係るものを除きます。)を締結したとき又は第2種一般契約(限定利用プランに係るものを除きます。)の解除と同時に新たに第1種定期契約を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>ヌ 同一暦月内において、F O M Aに係る第2種契約(限定利用プランに係るものを除きます。)の解除と同時に新たに第2種契約(限定利用プランに係るものを除きます。)を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>ネ～フ (略)</p> <p>△ F O M Aキッズケータイプラスの選択に係る申出を行うことができる者は、利用者(満13歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。)のために申出を行う契約者であって、その利用者との関係が親身その他当社が定める基準に適合する者に限り行うことができます。</p> <p>ホ 契約者は、F O M Aキッズケータイプラスの選択の申出を行うときは、1の利用者を指定し、第88条の4に規定する利用者登録を行っていただきます。</p> <p>マ 当社は、次の全てに該当する場合に限り、F O M Aキッズケータイプラスを提供します。</p> <p>(1) 料金表第1(基本使用料)の1(適用)の(3)に規定する複数回線複合割引に係る割引選択回線であるとき。</p> <p>(2) 料金表第3(通信料)の1(適用)の(7)の4に規定する共有対象回線であるとき。</p> <p>(3) その登録利用者が既に他のF O M A(限定利用プランに係るものに限ります。)に係る登録利用者でないとき。</p> <p>(4) ホの規定により指定した利用者の利用者情報が登録されているとき。</p> <p>ミ 第2種契約者は、限定利用プランから総合利用プランへ料金種別変更を行う場合は、その契約者が行った最初の料金種別変更であると当社が認める場合に限り、その料金種別変更があった日を含む暦月について、その限定利用プランに係る基本使用料の支払いを要しません。</p>	<p>イ～オ (略)</p> <p>カ ウからオの規定によるほか、基本使用料の料金種別の選択に関して次に該当するときは、その定めるところによります。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 別表2に規定する即時接続機能の提供を受けているときは、総合利用プランを選択できません。</p> <p>(キ)～(サ) (略)</p> <p>キ～テ (略)</p> <p>ト 第2種契約者が、同一暦月内において、料金種別を変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>ナ (略)</p> <p>ニ 同一暦月内において、第2種定期契約の解除と同時に新たに第2種一般契約を締結したとき又は第2種一般契約の解除と同時に新たに第1種定期契約を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>ヌ 同一暦月内において、F O M Aに係る第2種契約の解除と同時に新たに第2種契約を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>ネ～フ (略)</p>			

△ 当社は、F O M Aキッズケータイプラスに係るF O M Aが、共有対象回線として指定されていないことを当社が確認したときは、そのF O M Aに係る契約者がカケホーダイプラン（スマホ／タブ）を選択したものとみなして取り扱う場合があります。

× F O M Aキッズケータイプラスに係るF O M Aの契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額(対象外機種利用料といいます。以下同じとします。)を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、F O M Aキッズケータイプラスが選択されているものとみなしてこの規定を適用します。

ただし、シの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して適用します。

区 分	加 算 額	
	次の税抜額（カッコ内は税込額）	
	一般契約に係るもの	定期契約に係るもの
当社が定めるインターネットホームページにおいてF O M Aカケホーダイプラン（スマホ／タブ）向けに区分されるもの	3,700円(3,996円)	2,700円(2,916円)
当社が定めるインターネットホームページにおいてF O M Aカケホーダイプラン（ケータイ）向けに区分されるもの	3,200円(3,456円)	2,200円(2,376円)
当社が定めるインターネットホームページにおいてF O M Aデータプラン（ルーター）向けに区分されるもの	2,200円(2,376円)	1,200円(1,296円)
上記以外のもの	3,700円(3,996円)	2,700円(2,916円)

モ 当社は、メに規定する端末設備について区分の変更又は端末設備の追加を行うときは、個別に通知する方法又は当社が定めるインターネットホームページに掲示する方法により説明します。

(注) (略)

(略)

(略)

(注) (略)

(略)

(略)

<p>(7) 身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用</p>	<p>ア 身体障がい者等割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、身体障がい者等（身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、知的障がい者（療育手帳制度について（昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）又は特定疾患患者（特定疾患治療研究事業について（昭和 48 年厚生省衛発 242 号）に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書（以下特定疾患患者証明書といいます。）の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）又は指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）が当社と締結している F O M A 等（一般契約の F O M A 又は F O M A コピキタス一般契約の F O M A コピキタスであって、基本使用料の料金種別がお便りフォトプランフラットであるものをいいます。以下この欄において同じとします。）又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われている F O M A 等の基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 第 2 種一般契約に係るもの</p> <p>① ②以外のもの</p> <p>表 (略)</p> <p>② 限定利用プランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="315 775 1081 916"> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料の割引額 (月額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 500円 (税込額 524円)</td> </tr> </table> <p>イ～サ (略)</p>	基本使用料の割引額 (月額)	税抜額 500円 (税込額 524円)
基本使用料の割引額 (月額)			
税抜額 500円 (税込額 524円)			
(略)	(略)		

<p>(7) 身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用</p>	<p>ア 身体障がい者等割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、身体障がい者等（身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、知的障がい者（療育手帳制度について（昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）又は特定疾患患者（特定疾患治療研究事業について（昭和 48 年厚生省衛発 242 号）に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書（以下特定疾患患者証明書といいます。）の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）又は指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）が当社と締結している F O M A 等（一般契約の F O M A 又は F O M A コピキタス一般契約の F O M A コピキタスであって、基本使用料の料金種別がお便りフォトプランフラットであるものをいいます。以下この欄において同じとします。）又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われている F O M A 等の基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 第 2 種一般契約に係るもの</p> <p>表 (略)</p> <p>イ～サ (略)</p>
(略)	(略)

- 2 料金額
 2-1 FOMAに係るもの
 2-1-1 (略)
 2-1-2 第2種契約に係るもの

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F O M A	一般契約に係るもの	(略)	(略)	(略)
		限定利用プラン	F O M Aキッズケータイプラス	1,000円 (1,080円)
		(略)	(略)	(略)
	定期契約に係るもの	(略)	(略)	(略)
		限定利用プラン	F O M Aキッズケータイプラス	500円 (540円)
		(略)	(略)	(略)

2-2-2 (略)

2-3 (略)

第2 (略)

- 2 料金額
 2-1 FOMAに係るもの
 2-1-1 (略)
 2-1-2 第2種契約に係るもの

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F O M A	一般契約に係るもの	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	定期契約に係るもの	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)

2-2-2 (略)

2-3 (略)

第2 (略)

第3 通信料 1 適用		第3 通信料 1 適用	
通信料の適用		通信料の適用	
(略)	(略)	(略)	(略)
(7)の3 第2種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等	<p>ア 第2種契約者（限定利用プランに係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、FOMAサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱い（以下「データ定額バック」といいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額バックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>表略 イ～ナ（略）</p>	(7)の3 第2種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等	<p>ア 第2種契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、FOMAサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱い（以下「データ定額バック」といいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額バックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>表略 イ～ナ（略）</p>
(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有	<p>ア～オ（略）</p> <p>カ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線（限定利用プランに係るFOMAを除きます。）に係る契約者がシングルバック等（(8)の2に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を選択していないときは、合わせてデータMバックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルバック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>キ カの規定にかかわらず、シングルバックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線（限定利用プランに係るFOMAを除きます。）に係る契約者が、共有代表回線と同一のシングルバックを選択したものとみなして取扱います。</p> <p>ク～サ（略）</p> <p>シ 共有対象回線（限定利用プランに係るFOMA及びFOMAユビキタスを除きます。）の契約者は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。</p> <p>表（略） ス～ハ（略）</p>	(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有	<p>ア～オ（略）</p> <p>カ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータMバックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルバック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>キ カの規定にかかわらず、シングルバックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有代表回線に係る契約者が、共有代表回線と同一のシングルバックを選択したものとみなして取扱います。</p> <p>ク～サ（略）</p> <p>シ 共有対象回線（FOMAユビキタスを除きます。）の契約者は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。</p> <p>表（略） ス～ハ（略）</p>
(7)の5 データ定額バックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割）の適用	<p>ア（略）</p> <p>イ アの規定にかかわらず、データ定額バックの適用を受けているFOMAが共有回線群（(7)の4に規定するものをいいます。以下同じとします。）を構成するFOMAであるときは、そのFOMAが共有代表回線（(7)の3に規定するものをいいます。以下同じとします。）である場合に限り、そのFOMAに係るデータ定額バックの定額通信料について、アに規定する割引を適用します。この場合において、同一料金月内において割引代表回線の変更があったときは、変更後の割引代表回線に係るFOMA契約に関する経過期間に応じて、アに規定する割引を適用します。</p> <p>ウ～エ（略）</p>	(7)の5 データ定額バックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割）の適用	<p>ア（略）</p> <p>イ アの規定にかかわらず、データ定額バックの適用を受けているXiが(8)の2に規定する共有回線群（(7)の4に規定するものをいいます。以下同じとします。）を構成するFOMAであるときは、そのFOMAが共有代表回線（(7)の3に規定するものをいいます。以下同じとします。）である場合に限り、そのFOMAに係るデータ定額バックの定額通信料について、アに規定する割引を適用します。この場合において、同一料金月内において割引代表回線の変更があったときは、変更後の割引代表回線に係るFOMA契約に関する経過期間に応じて、アに規定する割引を適用します。</p> <p>ウ～エ（略）</p>

(略)	(略)	(略)	(略)
(8) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 基本使用料の料金種別が総合利用プラン又は限定利用プランの F O M A (共用 F O M A に係るものを除きます。) の国際ショートメッセージ通信モードに係る通信の料金は、(9)、(10)及び(10)の3に規定する控除残額及び繰越残額 (当社の提供する電気通信サービスに係るその他の料金に適用される場合は、その料金に適用された額を控除した後の額とします。以下この欄において同じとします。)があるときは、アの規定により算定した額の月間累計額からその控除残額及び繰越残額の合計額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p>	(8) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 基本使用料の料金種別が総合利用プランの F O M A (共用 F O M A に係るものを除きます。) の国際ショートメッセージ通信モードに係る通信の料金は、(9)、(10)及び(10)の3に規定する控除残額及び繰越残額 (当社の提供する電気通信サービスに係るその他の料金に適用される場合は、その料金に適用された額を控除した後の額とします。以下この欄において同じとします。)があるときは、アの規定により算定した額の月間累計額からその控除残額及び繰越残額の合計額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 総合利用プラン等における通信料の適用	<p>ア～セ (略)</p> <p>ソ 総合利用プラン又は限定利用プランに係る契約者が、基本使用料の料金種別を変更する場合及び F O M A 契約の解除と同時に新たに X i 契約又は F O M A 契約を締結する場合の繰越額、引継繰越額及び控除可能額の取扱いは当社が定めるところによります。</p> <p>(注) (略)</p>	(9) 総合利用プランにおける通信料の適用	<p>ア～セ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
(9)の2 データ専用プランにおける通信料の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、基本使用料の料金種別をデータ専用プラン (定額データプランスタンダード2及び定額データプラン 128 Kを除きます。) から総合利用プラン等、定額データプランスタンダード2若しくは定額データプラン 128 Kへ変更したときは、その変更のあった料金月及びその前料金月において生じた繰越額は無効とし、当該料金月の翌料金月以降における控除は行いません。</p> <p>ただし、再度基本使用料の料金種別を変更し、当社が定める日においてデータ専用プラン (定額データプランスタンダード2及び定額データプラン 128 Kを除きます。) を選択している場合は、この限りではありません。</p> <p>エ～タ (略)</p> <p>(注) (略)</p>	(9)の2 データ専用プランにおける通信料の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、基本使用料の料金種別をデータ専用プラン (定額データプランスタンダード2及び定額データプラン 128 Kを除きます。) から総合利用プラン、定額データプランスタンダード2若しくは定額データプラン 128 Kへ変更したときは、その変更のあった料金月及びその前料金月において生じた繰越額は無効とし、当該料金月の翌料金月以降における控除は行いません。</p> <p>ただし、再度基本使用料の料金種別を変更し、当社が定める日においてデータ専用プラン (定額データプランスタンダード2及び定額データプラン 128 Kを除きます。) を選択している場合は、この限りではありません。</p> <p>エ～タ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(10) 特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用	<p>総合利用プラン又は限定利用プランの F O M A について、F O M A サービス (旧プラン F O M A に限りま) 及びワイドスター通信サービスに関する契約約款に規定する特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信 (通信時間が3分を超えるものに限ります。) の着信を受けた場合 (当社が別に定める場合を除きます。) は、次表に規定する控除可能額を(9)に規定する控除可能額に加算します。</p> <p>ただし、契約の解除があったときは、この限りではありません。</p> <p>表 (略)</p>	(10) 特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用	<p>総合利用プランの F O M A について、F O M A サービス (旧プラン F O M A に限ります。) 及びワイドスター通信サービスに関する契約約款に規定する特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信 (通信時間が3分を超えるものに限ります。) の着信を受けた場合 (当社が別に定める場合を除きます。) は、次表に規定する控除可能額を(9)に規定する控除可能額に加算します。</p> <p>ただし、契約の解除があったときは、この限りではありません。</p> <p>表 (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(10)の3 2年定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けて	<p>ア F O M A 契約者が、(14)に規定する2年定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けている場合は、その総合利用プラン又は限定利用プランを選択している F O M A の通信に関する料金については、2 (料金額) 及び(14)の規定により算定した額の月間累計額 (料金月単位で累計した額と</p>	(10)の3 2年定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けて	<p>ア F O M A 契約者が、(14)に規定する2年定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けている場合は、その総合利用プランを選択している F O M A の通信に関する料金については、2 (料金額) 及び(14)の規定により算定した額の月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、控除可能額及び</p>

<p>いる F O M A に係る繰越額の適用</p>	<p>し、控除可能額及び繰越額((9)及び(10)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。) からイに規定する繰越共有額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が繰越共有額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>いる F O M A に係る繰越額の適用</p>	<p>繰越額((9)及び(10)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。) からイに規定する繰越共有額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が繰越共有額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>イ～エ (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(13) 複数回線複合割引の適用を受けている F O M A に係る通信料の適用</p>	<p>ア 第 1 (基本使用料) の 1 に規定する複数回線複合割引の適用を受けている F O M A の契約者回線から、その契約者が指定した割引回線群 (以下この欄及び次欄において「指定割引回線群」といいます。)に係る契約者回線等及び特定電話番号 (ウの規定により割引代表回線に係る契約者があらかじめ指定した 1 の電気通信番号であって、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係るもの又は専用回線等接続サービスに係るものをいいます。以下この欄及び次欄において同じとします。)に係る契約者回線等への通信 (当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金 ((12)に規定する特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けている通信に関する料金を除きます。)については、その月間累計額から次表に規定する額の割引を行います。この場合、指定割引回線群に係る契約者回線等及び特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ アの規定にかかわらず、複数回線複合割引の適用を受けている F O M A (総合利用プラン又は限定利用プランに係るものに限り、)が、1 年定期契約に係るものであって、その契約に係る経過期間 (第 1 (基本使用料) の 1 の(2)に規定するものをいいます。)が 120 ヶ月超であるとき又は基本使用料の料金種別が F O M A キッズケータイプラスを選択しているときは、その F O M A の契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線への通信 (当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、次表のとおり取扱います。</p> <p>表 (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>(13) 複数回線複合割引の適用を受けている F O M A に係る通信料の適用</p>	<p>ア 第 1 (基本使用料) の 1 に規定する複数回線複合割引の適用を受けている F O M A の契約者回線から、その契約者が指定した割引回線群 (以下この欄及び次欄において「指定割引回線群」といいます。)に係る契約者回線等及び特定電話番号 (ウの規定により割引代表回線に係る契約者があらかじめ指定した 1 の電気通信番号であって、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係るもの又は専用回線等接続サービスに係るものをいいます。以下この欄及び次欄において同じとします。)に係る契約者回線等への通信 (当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金 ((12)に規定する特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けている通信に関する料金を除きます。)については、その月間累計額から次表に規定する額の割引を行います。この場合、指定割引回線群に係る契約者回線等及び特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ アの規定にかかわらず、複数回線複合割引の適用を受けている F O M A (総合利用プランに係るものに限り、)が 1 年定期契約に係るものであって、その契約に係る経過期間 (第 1 (基本使用料) の 1 の(2)に規定するものをいいます。)が 120 ヶ月超であるときは、その F O M A の契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線への通信 (当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、次表のとおり取扱います。</p> <p>表 (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>(注) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

2-1-1 2-1-2以外のもの

(1) (2)以外のもの

ア イ以外のもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA 通信料	FOMAからの通信	
	(略)	(略)
	FOMAキッズケータイプラス	20円(21.6円)

イ (略)

(2) ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

ア (略)

イ ア以外のもの

(ア) (イ)以外のもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA 通信料	FOMAからの通信	
	(略)	(略)
	FOMAキッズケータイプラス	50円(54円)

(イ) (略)

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

2-1-1 2-1-2以外のもの

(1) (2)以外のもの

ア イ以外のもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA 通信料	FOMAからの通信	
	(略)	(略)

イ (略)

(2) ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

ア (略)

イ ア以外のもの

(ア) (イ)以外のもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA 通信料	FOMAからの通信	
	(略)	(略)

(イ) (略)

2-1-2 (略)

2-2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

2-2-1 2-2-2 以外のもの

(1) (2) 以外のもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA デジタル通信料	FOMAからの通信	
	(略)	(略)
	<u>FOMAキッズケータイプラス</u>	<u>36円(38.88円)</u>

(2) (略)

2-2-2 (略)

2-3~2-5 (略)

2-1-2 (略)

2-2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

2-2-1 2-2-2 以外のもの

(1) (2) 以外のもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA デジタル通信料	FOMAからの通信	
	(略)	(略)

(2) (略)

2-2-2 (略)

2-3~2-5 (略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金の適用

定期契約等に係る解約金の適用除外

ア 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。

(ア) 定期契約等の更新日を含む暦月又はその翌暦月において、その定期契約等の解除があったとき。

(イ) 1年定期契約の解除と同時に新たに総合利用プラン、限定利用プラン又はデータ専用プランに係る2年定期契約又は第2種定期契約を締結するとき。

(ウ) 総合利用プラン若しくは限定利用プランに係る2年定期契約又は第2種定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る2年定期契約又は第2種定期契約を締結するとき。

(エ)～(ス) (略)

(セ) 契約期間が起算日（第23条（第1種定期契約の満了に伴う契約の更新等）に規定するものをいいます。）から起算して2年を超えている第2種FOMA定期契約（FOMAキッズケータイプランに係るものに限ります。）の解除があったとき。

(ソ) FOMA契約及びXi契約に係る経過期間（料金表第1表第3の1（適用）の(8)の4に定めるものをいいます。）が2年を超えているFOMA契約者又はXi契約者がFOMA契約に係る第1種一般契約若しくは第2種一般契約又はXi契約に係る一般契約（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに定期契約を締結した場合であって、その一般契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して翌暦月の末日までの間に新たに締結した定期契約の解除があったとき。

イ～コ (略)

2 (略)

第5～第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金の適用

定期契約等に係る解約金の適用除外

ア 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。

(ア) 定期契約等の更新日を含む暦月又はその翌暦月において、その定期契約等の解除があったとき。

(イ) 1年定期契約の解除と同時に新たに総合利用プラン又はデータ専用プランに係る2年定期契約又は第2種定期契約を締結するとき。

(ウ) 総合利用プランに係る2年定期契約又は第2種定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る2年定期契約又は第2種定期契約を締結するとき。

(エ)～(ス) (略)

(セ) FOMA契約及びXi契約に係る経過期間（料金表第1表第3の1（適用）の(8)の4に定めるものをいいます。）が2年を超えているFOMA契約者又はXi契約者がFOMA契約に係る第1種一般契約若しくは第2種一般契約又はXi契約に係る一般契約（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに定期契約を締結した場合であって、その一般契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して翌暦月の末日までの間に新たに締結した定期契約の解除があったとき。

イ～コ (略)

2 (略)

第5～第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
(略)	(略)
7 iモード機能 (1)～(7) (略)	(1) FOMA (共用FOMAに係るもの及びキッズケータイプラスに係るものを除きます。)に限り提供します。 (2)～(45)
(略)	(略)

別表3～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

種 類	提供条件
(略)	(略)
7 iモード機能 (1)～(7) (略)	(1) FOMA (共用FOMAに係るものを除きます。)に限り提供します。 (2)～(45)
(略)	(略)

別表3～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	スウェーデン王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	スウェーデン王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Tele2 Sverige AB,	5 ただし、エストニア共和国／リトアニア共和国／カザフスタン共和国での利用は7、ラトビア共和国での利用は6	2	A ● Ⅲ ただしカザフスタン共和国での利用はA	○		5 ただし、エストニア共和国／リトアニア共和国／△カザフスタン共和国での利用は7、ラトビア共和国での利用は6		2	A ● Ⅲ ただしカザフスタン共和国での利用は△ A	○			
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	スウェーデン王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	スウェーデン王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Tele2 Sverige AB,	5 ただし、エストニア共和国／リトアニア共和国／△カザフスタン共和国での利用は7、ラトビア共和国での利用は6	2	A ● Ⅲ ただしカザフスタン共和国での利用はA	○		5 ただし、エストニア共和国／リトアニア共和国／△カザフスタン共和国での利用は7、ラトビア共和国での利用は6		2	A ● Ⅲ ただしカザフスタン共和国での利用は△ A	○			
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				

アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 12 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 28 年 10 月 28 日経企第 1093 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 経企第 1507 号 (平成 27 年 12 月 10 日) の附則第 3 項を次のように改めます。

3 削除

附 則 (平成 28 年 10 月 28 日経企第 1096 号)

この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 11 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)